

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーショップ出店事業者公募要項

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーでは、施設利用者の利便性向上のためセーリング関連ショップ出店事業者を公募しますので、応募を希望される方は、この公募要項および添付書類（別添1、別添2、別添3）に記載の各事項をご承知の上、お申込みください。

1. 公募施設

(1) 名称

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー

(2) 所在地

滋賀県大津市柳が崎 1 - 2

2. 公募物件（以下「本物件」という。）

物件番号	場 所	面 積	使用料（年額）
1	滋賀県立柳が崎ヨットハーバー 管理棟 1 階の一部	提案を審査 のうえ決定	38,129円/1㎡当たり
上記に記載の使用料は目安であり、ショップとして使用許可する面積に応じて滋賀県行政財産使用料条例に基づく使用料を算定のうえ納付いただきます。 また、上記の使用料に加えて、提案いただいた金額に基づく納付金を納入いただくことになります。			

（注）場所は滋賀県立柳が崎ヨットハーバー管理棟 1 階の一部です。使用面積については、提案いただいた出店計画を審査のうえ店舗として使用許可を行う面積に応じて算定します。

3. 公募業務

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーにおけるショップの設置、管理および運営に関する業務

4. 出店の方法

出店事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項および滋賀県滋賀県公有財産事務規則（昭和40年滋賀県規則第1号）第27条の規定により、滋賀県知事から行政財産の使用許可を受け、出店するものとします。

5. 県へ納入する納付金について

- (1) 出店事業者は、滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年3月30日滋賀県条例第5号）に基づく使用料を納入するとともに、納付金提案書（別記様式第2号）に記載された金額に消費税および地方消費税相当額を加算した納付金を納入していただきます。
- (2) 県が発行する納入通知書で指定した期限までに年額納付金の全額を納入していただきます。

6. 契約期間

- (1) 契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。
- (2) 契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約期間内であっても契約を解除することがあります。

7. 出店にあたっての条件等

施設の概要、使用にあたっての条件等については、「滋賀県立柳が崎ヨットハーバーショップ出店事業者公募にかかる仕様・条件書」（別添1）で確認してください。

8. 公募等の日程

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 公募要項の配布 | 令和7年2月28日（金）～令和7年3月17日（月） |
| (2) 現地見学 | 令和7年3月7日（金）14時～ |
| (3) 質問書の受付 | 令和7年2月28日（金）～令和7年3月7日（金） |
| (4) 質問書に対する回答期限 | 令和7年3月11日（火） |
| (5) 公募参加申込書受付期間 | 令和7年2月28日（金）～令和7年3月17日（月） |
| (6) 出店事業者決定 | 令和7年3月21日（金） |

9. 応募に必要な資格要件

次の全ての要件を満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号該当することとなったときから2年を経過しない者でないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までおよび第6号の規定に該当しない者であり、かつ、次のいずれにも該当しない者であること（会社の役員など実質的に営業に関与している者についても、次のいずれにも該当しないこと。）。
 - ア 暴力団員等（滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団（滋賀県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - エ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (6) 法人にあつては、滋賀県内に本店または支店または営業所があること。個人にあつては、滋賀県内に住所を有すること。

10. 現地見学

事前申込みにより、次の日程で現地を見学いただけます。

- (1) 日時
令和7年3月7日（金）14時～

(2) 申込方法

令和7年3月6日（木）12時までに現地見学申込書（様式第7号）を電子メールにより提出してください。

(3) 提出先

滋賀県文化スポーツ部スポーツ課

電子メール sports@pref.shiga.lg.jp

1 1. 質問書および回答

公募要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年2月28日（金）～令和7年3月7日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとします。
- (2) 受付方法 質問書（別記様式第5号）に記入の上、ファクシミリまたは電子メールで送付してください。
- (3) 質問者への回答 質問者に対しファクシミリまたは電子メールで個別に回答します。また、全ての質問事項および回答をまとめ、令和7年3月11日（火）までに県のホームページに掲載します。

1 2. 提出書類

応募に当たっては、以下の書類（正本1部）を県に提出いただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 公募参加申込書（別記様式第1号）
- (2) 納付金提案書（別記様式第2号）

※ 設置事業者の決定に当たっては、納付金提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をもって納付金とするので、応募者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の110分の100に相当する金額を納付金提案書に記載してください。

なお、納付金提案書のみを無地封筒（長型3号）に入れ、氏名（法人にあっては、商号または名称）を記載してください。

- (3) 出店企画書（別記様式第3号）
- (4) 誓約書（別記様式第4号）
- (6) 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類（法人のみ）
- (7) 9(3)に係る許認可書等の写し
- (8) 印鑑登録証明書

（注）印鑑登録証明書は、提出日において発行の日から3か月以内のもの（写し可）を提出してください。

1 3. 公募参加申込書提出先および提出期間

- (1) 提出先 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課（管理係）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

- (2) 提出期間 令和7年2月28日（金）～令和7年3月17日（月）（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとします。

（注）①郵便の場合、書留郵便等により令和7年3月17日（月）午後5時までに必着のこと。

なお、県は不達の場合の責任を一切負いません。

②ファクシミリおよび電子メールでの提出は認めません。

(3) ヒアリングの実施について

申込者に提出書類の内容等についての説明を求めることがあります。

(4) 公募参加申込書およびその添付書類について

提出後の追加、変更および再提出は認めません。また、提出されたすべての書類、電子媒体は返却しません。

14. 無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- (1) 公募参加申込書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったもの。
- (2) 公募参加申込書等の提出書類の記載に不備、不明瞭な点があるものおよび提出書類に不足があるもの。
- (3) 公募参加申込書等の提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 公募参加申込書等の提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 9に定める必要な資格要件を有しない者がしたもの。
- (6) 談合その他不正の行為があったと認められるもの。
- (7) 納付金提案書の記載金額が訂正されているもの。

15. 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

16. 出店事業者の決定方法および使用許可

(1) 出店事業者の決定方法

提出された公募参加申込書をもとに、スポーツ課が設置する審査会において評価し、最高得点の者を出店事業者として決定します。ただし、総合点が満点（100点）の6割未満（60点未満）の場合は、出店事業者としません。

< 審査基準 >

番号	評価項目		評価点
①	企画書の内容	本業務の主旨や目的を理解し、的確なものか。	10
②		取扱商品やサービスの提案は、施設の利用者の利便性向上を図ることができる優れた内容か。	50
③		スタッフ体制や業務内容は適切かつ具体性があり、業務を確実に遂行できるものか。	10
④	事業実績	本業務を実施するに当たり十分な実績を有しているか。	10
⑤	経済性	納付金額の多寡	10
⑥	社会政策	滋賀県内に本店を有しているか。	5
⑦		滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主であるか。	1
⑧		高齢者雇用確保措置に係る労使協定締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1

⑨	障害者雇用報告義務があり法定雇用率達成事業者等であるか。	1
⑩	滋賀県女性活躍推進企業の認証事業者または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合事業主であるか。	1
⑪	環境マネジメントシステム認証・登録事業者であるか。	1
合計（満点）		100

(2) 審査結果の通知

審査結果は申込者全員に対し速やかに文書で通知します。審査経過・結果について、電話等でのお問い合わせには応じません。

(3) 契約に向けた協議

審査会後に企画書についての具体的な内容を精査し、決定した出店事業者と速やかに契約協議を行います。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合があります。

(4) 使用許可の手続き

滋賀県と出店事業者との間で、使用許可の手続きを行いますので、滋賀県公有財産事務規則第27条の規定に基づく行政財産使用許可申請書を滋賀県知事あて提出してください。

(5) 使用料と納付金の支払い

許可後は定められた期日（契約前）までに、県が発行する納入通知書で令和7年度分の使用料と納付金を一括で納付いただきます。

17. 出店事業者の公表

出店事業者を決定したときは、滋賀県ホームページに出店事業者名を掲載します。

18. 行政財産使用許可の手続

(1) 出店事業者に決定された者は、令和7年3月25日（火）までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。

(2) 添付書類

ア 設置場所の図面

イ 設置する什器等のカタログ(寸法が確認できるもの)（省略可）

ウ 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ)（省略可）

(3) 使用許可の手続に要する一切の費用については、出店事業者に決定された者の負担とします。

19. 契約の締結

出店事業者に決定された者は、滋賀県と「滋賀県立柳が崎ヨットハーバーにおけるショップの出店に関する契約書」（別添2）により契約を締結していただきますので、その内容をご確認ください。

20. 出店事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、出店事業者の決定を取り消します。

(1) 正当な理由なく、指定する期日までに行政財産使用許可申請手続を行わなかったとき。

(2) 出店事業者が応募者としての資格を失ったとき。

(3) その他出店事業者が本県契約の相手方として不適当と認められるとき。

2 1. 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了した場合または許可が取り消された場合は、速やかに自己の責任により設置場所を原状に回復して、滋賀県に返還してください。ただし、県が原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

2 2. その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令および滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則56号）の定めるところによるものとします。

【別記様式第1号】

公 募 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 三日月 大造

参加申込者

住所・所在地

氏名・名称

印

代表者名

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーショップ出店事業者の公募について、公募要項の各条項を承知の上、出店事業者選定にかかる公募に参加します。

添付書類

- (1) 納付金提案書（別記様式第2号）
- (2) 出店企画書（別記様式第3号）
- (3) 誓約書（別記様式第4号）
- (4) 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ)
- (5) ショップ出店に必要な資格証の写し
- (6) 印鑑登録証明書

担 当 者 職 氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

【別記様式第2号】

納 付 金 提 案 書

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 三日月大造

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーショップ出店事業者公募において、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって出店事業者として該当物件の使用許可を希望します。

参加申込者

住所・所在地

氏名・名称

代表者名

印

物件 番号	場 所	提 案 納 付 金 額 (年 額)							
									円
1	滋賀県立 柳が崎ヨットハーバー 管理棟1階の一部								

1. 提案納付金額は、令和7年度分の年額納付金額とし、出店事業者の選定に当たっては、納付金提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって納付金とするので、参加申込者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
2. 金額は算用数字を用い、頭に¥の記号を記入してください。

【別記様式第3号】

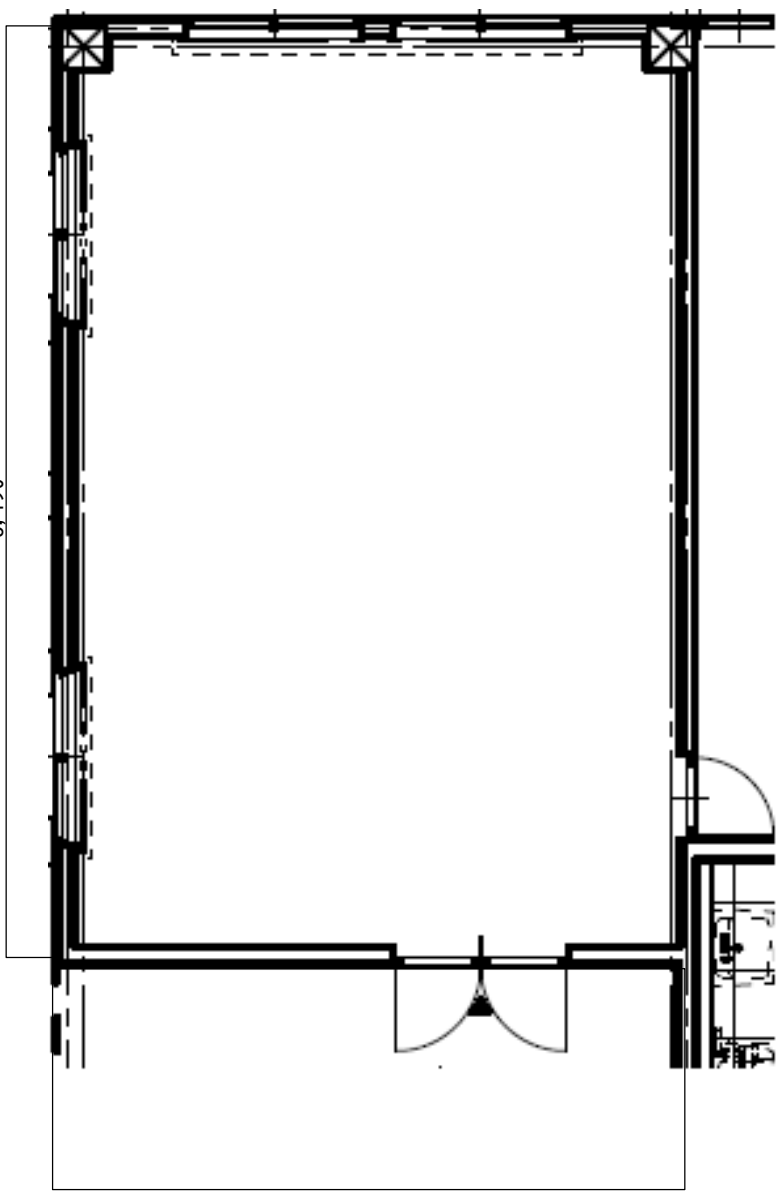
出店企画書

令和 年 月 日

1 法人等の概要（個人事業の場合でも、記入してください。）

①設立年月		③従業員数	正社員	人
②資本金			パート・アルバイト	人
④事業の沿革				
⑤主な類似業務実績				
⑥代表者略歴				
⑦経営理念／特徴，PR				

2 出店計画

①出店の動機	
②店舗の配置計画	(陳列棚等の配置計画とその寸法を記載してください。)  8,190 5,165

③対象客層	
④ショップの販売品 目の方針	
⑤価格設定の考え方	
⑥営業時間	: ~ :
⑦スタッフ体制 (人数・役割分担、店長 予定者の氏名・略歴等 を記入)	

※行数・ページは追加していただいても結構です。

4 特記事項

アピールしたい点などについて、記入してください。資料添付も可です。

- (例)
- 店舗の独自サービス、強み
 - 物販やイベントの提案
 - 他社に比べ優れていると考えている点、実績など

※行数・ページは追加していただいても結構です。

【別記様式第4号】

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 三日月 大造

参加申込者

住所・所在地

氏名・名称

代表者名

印

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーショップ出店事業者公募要項の規定に基づき、出店事業者選定にかかる公募に参加するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーショップ出店事業者公募要項「9. 応募資格」の要件を満たしています。
- 2 提出した公募参加申込書に虚偽または不正はありません。
- 3 「滋賀県立柳が崎ヨットハーバーショップ出店事業者公募要項」、「滋賀県立柳が崎ヨットハーバーショップ出店事業者公募にかかる仕様・条件書」および「滋賀県立柳が崎ヨットハーバーにおけるショップの出店に関する契約書(案)」の内容をすべて承知の上で公募に参加します。
- 4 ショップの出店事業者に選定された場合は、納付金提案書に記載された金額に消費税および地方消費税相当額の100分の10に相当する金額を加算した納付金を納入し、企画提案書に記載した内容を誠実に実行します。
- 5 ショップ出店事業者に選定された場合は、滋賀県ホームページに名称を掲載されることに同意します。

【別記様式第5号】

質 問 書

令和 年 月 日

質問者

質問者氏名・法人名	
質問者住所・所在地	
担 当 者 職 氏 名	
連 絡 先 電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

項 目	
内 容	
項 目	
内 容	

【別記様式第6号】

令和 年 月 日

現地見学申込書

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーショップ出店事業者公募にかかる現地見学を下記のとおり申込みます。

記

申込者氏名・法人名	
法人代表者職氏名	
申込者住所・所在地	
担当者職氏名	
連絡先電話番号	
F A X 番 号	
メールアドレス	
見 学 人 数	人

(別添 1)

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーショップ出店事業者公募にかかる仕様・条件書

1 施設概要

- (1) 名 称 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
- (2) 所 在 地 滋賀県大津市柳が崎 1 - 2
- (3) 敷 地 面 積 7,737.73㎡
- (4) 施 設 内 容
 - ア 艇庫棟 ディンギーヨット収容規模 1 階 8 室 198艇、2 階 8 室 119艇
 - イ 陸置場 93区画
 - ウ 斜路 2 面 2,322㎡
 - エ 栈橋 7 基 565㎡
 - オ 駐車場 艇庫棟 3 階42台、屋上53台
- (5) 休 場 日 年末年始(12月29日から 1 月 3 日まで)
- (6) 開 場 時 間 午前 8 時から午後 6 時
(休場日および開場時間については、指定管理者が変更することがある。)
- (7) 利 用 者 数 年間17,565人(令和 5 年度実績)

2 公募物件(以下「本物件」という。)等の概要

- (1) 店 舗 位 置 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー 管理棟 1 階
- (2) 許 可 面 積
ショップとして利用可能な区画の面積 4 2. 3 ㎡のうち、出店事業者が提案する出店計画を審査のうえ、店舗として使用許可を行う面積とする。
- (3) そ の 他 商品陳列用什器等は出店事業者が用意してください。

3 行政財産使用許可にかかる条件

- (1) 使用許可期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (2) 光熱水費、共益費等の負担
光熱水費その他維持管理費については、使用実績または許可面積に応じて負担していただきます。
- (3) 取扱商品等について
滋賀県立柳が崎ヨットハーバー利用者の利便性向上を図るため、セーリング関連用品の販売のほか、艇のメンテナンス等についても対応できるようにしてください。
- (4) ショップ従業員の駐車場
ヨットハーバー駐車場内の指定する場所とします。(1 台分)
- (5) 権利譲渡の禁止
出店事業者は、行政財産使用許可に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡・転貸・質入・その他担保に供し、若しくは営業の委託、名義貸し等を行うことはできません。
- (6) 改装について
本物件の改装を行う場合は、事前に滋賀県文化スポーツ部スポーツ課と協議のうえ、

公有財産原状変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けてください。なお、改装に要する経費は、出店事業者の負担となります。

(7) 有益費等の請求権の放棄

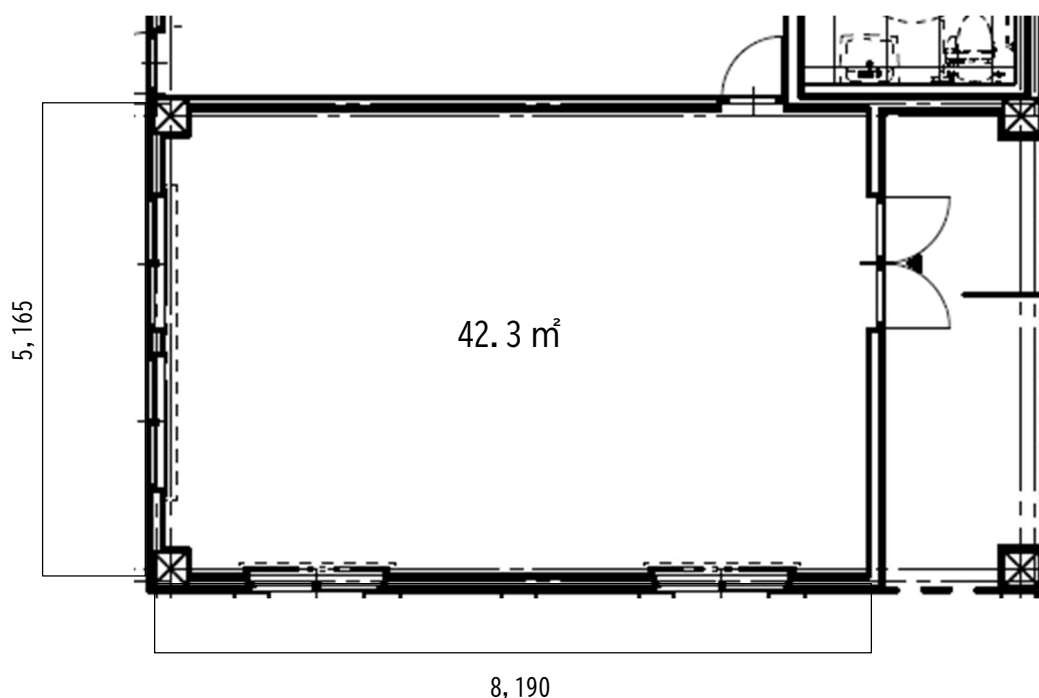
出店事業者は、本物件について支出した有益費、必要費その他費用を請求することはできないものとします。

4 その他の条件

- (1) 出店事業者は、店舗範囲について定期的に清掃を行うこととし、営業に伴い排出される廃棄物は、関係法令を遵守し適正に処分すること。
- (2) 営業開始時までに出店や営業に必要な各種法令に基づく許認可などは出店事業者が取得してください。なお、許認可等を受けた場合は、速やかに許可書の写しを提出してください。
- (3) ヨットハーバーの敷地内はショップ内も含め全面禁煙です。
- (4) ヨットハーバーが行う防災訓練や利用者会議への参加を要請した場合は、適宜対応してください。
- (5) 受電設備の点検等のため、事前に連絡の上、停電作業を実施することがあります。
- (6) 退去の際には、次の出店が円滑に行われるよう、引き継ぎに協力してください。
- (7) ショップへの問い合わせおよび苦情については、経営者の責任において対応し、必要に応じてヨットハーバーへ報告してください。また、経営者不在時における緊急時等の連絡先をあらかじめヨットハーバーに届けておいてください。
- (8) 釣銭等の現金や商品等については、経営者の責任において管理してください。
- (9) その他、営業に際し協議の必要な事項が生じた場合には、その都度、ヨットハーバーと協議することとします。

5 ショップ区画 平面図

ショップ区画は管理棟1階の42.3㎡の区画です。下記の範囲内で、陳列棚等配置計画を出店企画書（別記様式3号）に記載して提出してください。提案いただいた出店計画を審査のうえ、ショップとして使用許可する面積に応じて使用料を算定します。



(別添 2)

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーにおけるショップ出店に関する契約書（案）

滋賀県知事 三日月 大造（滋賀県一般会計発行事業者番号 T7000020250007。以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、滋賀県立柳が崎ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）において、乙が行政財産使用許可を受けてショップを出店することに関し、次のとおり契約を締結する。

（基本事項）

第 1 条 甲は、乙が使用許可を受けた行政財産（以下「本物件」という。）を使用し、ヨットハーバー管理棟の 1 階にショップを出店することを承認するものとし、その対価として第 4 条に規定する納付金を甲に納めるものとする。

（本物件）

第 2 条 本物件は、次のとおりとする。

滋賀県大津市柳が崎 1－2

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー管理棟 1 階の一部 _____m²

詳細は別紙図面のとおり

（契約期間）

第 3 条 本契約の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（納付金）

第 4 条 納付金の額は、年額 金 _____ 円（うち消費税および地方消費税額 _____ 円）とする。

（納付金の納入方法等）

第 5 条 乙は、甲が発行する納入通知書により、前条に規定する納付金を指定された期日までに一括して納入しなければならない。

2 甲は、第 12 条第 1 項または第 2 項の規定により、本契約を解除した場合、既納の納付金は返還しない。ただし、同条第 1 項第 1 号に該当する場合であって、甲が、公用または公共の用に供するため、行政財産使用許可を取り消したときは、この限りでない。

（契約保証金）

第 6 条 乙は、契約保証金として金 _____ 円をこの契約締結と同時に納入するものとする。

（出店に係る費用等）

第 7 条 ショップの出店に係る費用は、全て乙の負担とする。

(遅延損害金)

第8条 乙は、第4条の納付金を甲が指定する期限までに納入しなかったときは、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第235条の規定により計算した金額を遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

(維持管理)

第9条 乙は、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出等が必要な場合は、遅滞なく手続を行わなければならない。

2 ショップの運営に関する苦情等については、乙の責任において対応するものとする。

(権利譲渡等)

第10条 乙は、本契約に係るショップの出店に関する権利を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。

(賠償責任)

第11条 乙は、ショップの運営または販売品による事故等により甲および第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可を取り消されたとき。
- (2) 本契約の条項に違反したとき。
- (3) 事業の存続が困難であると甲が認めたとき。
- (4) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと甲が認めたとき。
- (5) 第5条の規定による納付金の支払義務を履行せず、甲の催促にもかかわらず納入期限を3か月以上経過してもなお履行しないとき。
- (6) 乙から、第2条に掲げる場所におけるショップの運営を継続することが著しく困難である旨の申出があった場合で、甲がこれをやむを得ないと認めるとき。

2 甲は、乙(自社の役員等実質的に営業に関与している者を含む。)が次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員等(滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)
- (2) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団(滋賀県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)または暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

- (4) 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

3 前2項の規定により本契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償および損害の賠償を甲に請求することはできない。

4 甲は、第1項第6号により本契約を解除した場合は、第2条に掲げる場所でのショップの出店に係る公募に対し、本契約解除後行う直近の1回に限り、乙を参加させないことができる。

(契約解除による違約金)

第13条 乙は、前条第1項または第2項の規定により本契約を解除されたときは、甲に対し、違約金として最も高い年額納付金の10%を支払うものとする。ただし、同条第1項第1号に該当する場合であって、甲が、公用または公共の用に供するため、行政財産使用許可を取り消したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に同項に規定する違約金の額を超える損害が生じた場合において、当該を超える部分の賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金の納入方法)

第14条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入しなければならない。

(必要な報告)

第15条 乙は、年間の売上額を、甲に報告するものとする。

(原状回復)

第16条 乙は、契約期間が満了し、または契約が解除された場合は、速やかに自己の責任により設置場所を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が、原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(合意管轄)

第17条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三 日 月 大 造

乙

別紙 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーショップ平面図

(別添 3)

公有財産使用許可に係る一般条件書

(使用上の制限)

- 1 物件は、地方自治法第238条の4第7項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、常に善良な管理者の注意をもって物件の維持保存をしなければならない。
- 2 使用者は、物件について原状を変更し、または使用目的・用途の全部または一部を変更しようとするときは、事前に書面で知事の承認を受けなければならない。

(損害賠償等)

- 3 使用者が故意または過失により物件を荒廃させ、またはき損したときその他許可条件に違反したときは、原状に回復し、または県に生じた損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取消または変更)

- 4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し、または変更をすることができる。この場合において、当該取消し、または変更によって生じた損失については県に対して補償を求めることができない。

ア 公用または公共の用に供するため必要が生じたとき。

イ 許可条件に違反する行為があると認められるとき。

(原状回復)

- 5 使用者は、使用許可期間を満了したとき、または使用許可が取り消されたときは、自己の負担において知事が指定する期日までに、物件を原状に回復して返還しなければならない。使用者が原状回復義務を履行しないときは、知事は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用者は、何等の異議を申立てることができない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 6 使用者が物件を返還する場合において、使用者が当該物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用は、県に対し償還を請求することができない。

(実地調査等)

- 7 知事は、物件について随時実地調査を行い、または所要の報告を求め、その維持保存について指示することができる。この場合において、使用者は、その指示に従わなければならない。

(使用料)

- 8 使用者は、県の発行する納入通知書により指定された期日までに使用料を納入しなければならない。
- 9 許可書第4項の使用料の額は、経済情勢の変動、法令の改廃等により使用許可期間中であ

(別添 3)

っても改定することがある。

- 10 使用者は、物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガスおよび水道等の諸設備の使用料ならびに火災保険料、冷暖房料その他管理上の経費を負担しなければならない。

(転貸等の禁止)

- 11 使用者は、物件を他の者に転貸し、または担保に供してはならない。

(特定承継の手続き)

- 12 県有地に設置した工作物（建物を含む。）を第三者に譲渡しようとする場合には、使用者は、事前に書面で知事の承認を受けなければならない。また、新所有者から知事に公有財産使用許可申請書を提出させなければならない。

(包括承継の手続き)

- 13 使用者の死亡等の場合において、相続人その他の包括承継人が、使用許可に基づく地位を承継して引き続き物件を使用しようとするときは、直ちに書面で知事の承認を受けなければならない。

(疑義の決定)

- 14 この許可について疑義のあるとき、その他物件の使用について疑義が生じたときは、すべて知事の決定するところによる。

● (審査請求および取消訴訟の教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。